

## **第4編　その他災害対策計画**



# 第1部 雪害

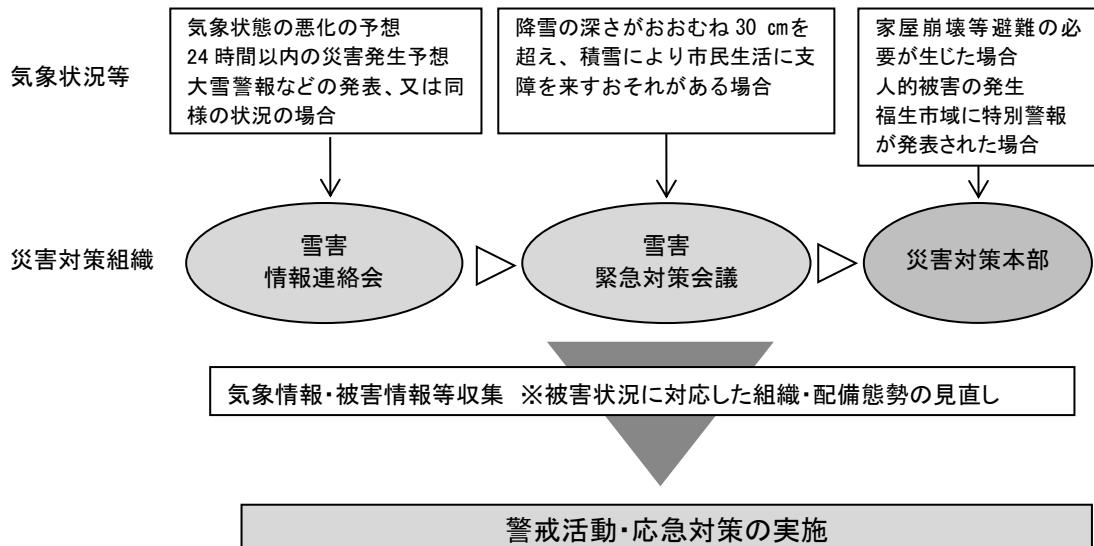


# 第1章 応急活動体制

大雪があった場合、福生市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、応急活動態勢を確立し、状況に応じて対応する。

## 1 活動組織

### 【活動組織の流れ】



※雪害緊急対策会議設置時には市庁舎第1棟2階を活動拠点とする。

## 2 災害対策組織の設置基準

次の場合には、設置要綱又は災害本部条例に基づく災害対策組織を設置する。

(1) 雪害情報連絡会の開催	雪害情報連絡会は、予想される大雪等気象災害について雪害緊急対策会議の内部機関として、次の場合に開催する。 ア 気象状況の悪化により被害が予想されるとき（おおむね24時間以内の雪害の影響の予想） イ 福生市に大雪警報など気象警報が発表、又は発表が予想される場合 ウ 職員の招集の検討が必要な場合
(2) 雪害緊急対策会議の設置	次の場合には、福生市災害等緊急対策会議設置要綱に基づき、雪害緊急対策会議を設置する。副市長を議長とし、会議部の運営は防災危機管理課が行う。また、緊急対応班は都市建設部の職員を中心に編成し活動する。 ア 降雪の深さがおおむね30cmを超え、積雪により市民生活に支障を来すおそれがある場合 イ 雪害情報連絡会から雪害緊急対策会議の設置について具申があった場合
(3) 災害対策本部の設置	福生市域に特別警報が発表された場合、又は人的被害やライフラインの停止、住民の避難等が必要となる状況にあり、緊急対策会議から具申があつた場合、市長は災害対策本部を設置する。

## 3 非常配備態勢の要員、実施事項等

気象情報、積雪の状況、被害の状況等に応じ、市長（災害対策本部長）、副市長（緊急対策会議長）は各配備態勢の指令（変更を含む。）を発令する。

非常配備態勢	会議・配備要員	災害対策組織名	主な実施事項
情報監視態勢	総務部長 防災危機管理課長 防災危機管理係長	－	気象状況の把握
雪害 情報連絡会 態勢	雪害情報連絡会： 総務部長 生活環境部長 都市建設部長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長	雪害 情報連絡 会	防災危機管理課の検討課題 (1) 気象情報、交通機関の状況概略説明 (2) 職員の体制(自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討) (3) 各施設、行事等(福祉バス含む。)の対応方針の確認  都市建設部の検討課題 (1) 凍結防止剤散布計画、パトロール等の予定 (2) 除雪計画の確認(優先順位、雪置場の確保、建設防災協力会等の分担等) (3) 職員の体制(自宅待機、一部職員は宿泊の必要性等の検討)  ※検討内容は理事者に随時報告 ※緊急対応班に指名されている職員は待機
雪害 緊急対策会議 態勢	緊急対策会議部： 副市長、教育長、各部長相当職 企画財政部主幹(公共施設担当) 秘書広報課長 防災危機管理課長 環境政策課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 消防団長 事務局：防災危機管理課 緊急対応班： 緑と公園係職員 都市建設部職員 ※必要に応じ他課の職員も招集し、除雪等の通常業務以外の作業に従事させる。	雪害 緊急対策 会議	会議部の協議事項 (1) 災害防止対策 (2) 広報活動 (3) 災害対策本部への移行 (4) 職員招集範囲の決定と招集 (5) 小・中学校、保育園及び市施設等の対応 (6) 市主催事業の対応  緊急対応班の業務 警戒活動・除雪作業・災害対応活動
第一 非常配備態勢	震災時に準ずる	災害対策 本部	災害応急対策の実施
第二 非常配備態勢	全職員の出動		

#### 4 情報連絡網の確立

職員への連絡は、震災時特別組織の連絡網を使用する。また、各課内で電話連絡以外にメール等での伝達方法も確立しておく。ただし、電車・バスなどの公共交通機関のストップや道路状況等により自宅から市役所等に参集できない職員は、地域の除雪等に積極的に参加するものとする。

## 第2章 応急対策

### 第1節 情報収集・伝達

#### 1 情報収集・伝達

福生市は、気象庁が発表する降雪に関する気象情報を収集する。この場合の要領等は、第3編第2部第3章「気象予警報等の収集・伝達」(P194)に準じて行う。

#### 【気象庁が発表する降雪に関する情報】

種類		発表基準
注意報	大雪注意報	12時間降雪の深さが5cm
	風雪注意報	平均風速が13m/sで雪を伴う。
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃のとき。
警報	大雪警報	12時間降雪の深さが20cm
	暴風雪警報	平均風速が25m/sで雪を伴う。
特別警報	大雪	数十年に1度の降雪量となる大雪が予想される場合
	暴風雪	数十年に1度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

#### 2 広報活動

福生市は、市民生活の混乱を防止するため、積雪が予想される場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、福生市公式アプリ、SNS、ふっさ情報メール等により、降雪や積雪の予想、積雪への備え、外出の抑制等に関する注意喚起の広報を行う。

また、福生市は、降雪の状況に応じて、交通機関の運行、交通規制、住民サービス等の生活支援情報を収集し、広報を行う。広報手段は、注意喚起の広報と同様とする。

市民へ提供する情報はおおむね次のとおりとする。

- (1) 警報・特別警報に関する情報
- (2) 市民への注意喚起（転倒、スリップ、落雪、不要不急な外出は控える。）
- (3) 道路情報（通行止め）に関すること。
- (4) 福祉バスの運行に関すること。
- (5) 市主催事業の情報
- (6) ライフライン（電気・ガス・上下水道等）に関する情報
- (7) 除雪に関する情報
- (8) その他必要な情報

### 第2節 除雪対策

福生市は、歩行者及び車両の安全通行の確保のために、積雪状況の巡回・監視及び除雪作業を実施する。対策の実施内容は、別に定めるものとする。

## 1 除雪の基本的な考え方（基本方針）

公共交通等の確保を優先するものとし、個人の敷地や生活道路にあってはそれぞれ地域住民で協力しながら行うことを基本とする。

## 2 国・東京都との連携

国土交通省相武国道事務所や東京都建設局西多摩建設事務所等と連絡調整を行う。

## 3 除雪実施計画

降雪があった場合は、速やかに市職員による市内パトロールを行い、積雪の状況を確認し、市民生活への影響及び過去の積雪時の状況を考慮し、計画的に除雪を実施する。

### 【除雪の優先順位と実施方法】

優先順位	場所	路線名等	作業内容	実施班
1	坂道	S & D フィールド福生 (福生市営競技場) 東側、堂面坂・ひよどり坂・寺坂・清水坂 (車道のある急坂)	車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 塩化カルシウム散布 通行止めの可否を検討し、通行止めとする場合は道路閉鎖を行う。	原則として市職員により実施する。 ショベルローダー及び人力
2	駅周辺	東福生駅・福生駅・牛浜駅・熊川駅・拝島駅（北口）	車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 塩化カルシウム散布	原則として建設防災協力会に依頼する。 ショベルローダー及び人力応援が必要な場合は、市職員を動員し除雪班（※）を派遣する。
3	幹線	駅及び国道・都道に連絡する道路。福祉バスルート及び路線バスルート	車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 銀座通り：人力による除雪 塩化カルシウム散布	原則として建設防災協力会に依頼する。 ショベルローダー及び人力応援が必要な場合は、市職員を動員し除雪班を派遣する。
4	その他	学校・公共施設周辺	車道：機械による除雪 歩道：人力による除雪 銀座通り：人力による除雪 塩化カルシウム散布	原則として市職員により実施する。 ショベルローダー及び人力応援が必要な場合は、市職員を動員し除雪班を派遣する。

(※) 除雪班は、8人1班（10班程度）で活動し、人力にて歩道の除雪を優先し行う。応援職員の派遣の決定、動員の規模等は、雪害緊急対策会議にて決定する。なお、現場までの人員輸送、スコップ等の資材運搬のための輸送班を別途組織する。

### 【機材等】

雪置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショベルローダー及び人力により除雪された雪は、ダンプにより雪置場に搬出する（雪置場は、除雪箇所及び降雪量等を考慮し、作業を開始する前にその都度、場所を決定し通知するものとする。）。</li> <li>・市民が除雪した雪は、近隣の都市公園に搬入する。</li> <li>・都道管理者、国道管理者から雪置場の使用の要請があった場合には、福生市は協力するものとする。</li> <li>・雪以外は搬入禁止とする。雪以外の搬入物により市が甚大な被害を被った場合は、原状回復などの賠償請求を行う。</li> </ul>
凍結防止剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面凍結による危険防止のため、必要に応じ、凍結防止剤（塩化カルシウム）の散布を行う。</li> <li>・市民から塩化カルシウムの配布を希望された場合、市道の安全対策としての使用に限り、配布するものとする。</li> </ul>
その他除雪箇所に関する留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉バスルートの除雪に関しては、所管課による状況確認の結果を踏まえ、所管課長と協議の上、緊急対策会議が判断する。</li> <li>・給食配送車のルートの除雪に関しては、所管課による状況確認の結果を踏まえ、所管課長と協議の上、緊急対策会議が判断する。</li> <li>・各公共施設周辺の道路（主に歩道）の除雪は、各施設管理者の指示により、各施設で実施する。ただし、応援が必要な場合には、速やかに雪害緊急対策会議に応援要請を行うものとする。</li> <li>・各公共施設の敷地内に関しては、原則的には各施設で除雪を行うこととするが、駐車場等の機械による除雪、応援職員の派遣については雪害緊急対策会議と協議の上決定する。</li> <li>・都道・国道の除雪に関しては、道路下水道課が適宜情報収集を行い、雪害緊急対策会議に報告する。</li> <li>・危険であるため、マンホールを開けての排雪は、行わないこととする。</li> </ul>

## 第3節 被災者への支援

### 1 帰宅困難者対策

福生市は、降雪により鉄道、バス等が運行を停止し、駅、バスターミナル等に帰宅困難者が発生した場合、交通機関と連携して駅周辺の公共施設に一時滞在場所を開設し、収容する。

また、道路上で長時間、停止している車両の運転者、バスの乗客等を一時滞在場所に誘導する。

一時滞在場所は次のとおりとし、状況に応じて災害備蓄品等の提供を行う。

#### 【一時滞在場所】

施設名	所在地	備考
扶桑会館	福生市本町92-5	会議室
福生市民会館	福生市福生2455	集会室
防災食育センター	福生市熊川1606-1	研修室、食育展示・見学ホール

### 2 避難施設の開設

市は、降雪により生活に支障が生じることが予想される場合は、必要に応じて公共施設に避難施設を開設し、避難の意向をもつ市民を収容する。この場合の要領等は、第3編第2部第7章「応急避難」(P204)に準じて行う。

### 3 避難行動要支援者の状況把握及び安否確認等

自主防災組織、民生委員等は積雪の状況等により避難行動要支援者等の安否確認等を行う。また、必要に応じ、市や関係機関と協力し支援を行う。

福生市は、糖尿病や透析患者等に対し、東京都、医師会、三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク等から情報を集約し、適宜情報提供を行う。

## 第4節 民間等との防災協力及び連携

### 1 建設防災協力会との連携

市内建設事業者を中心に組織する福生市建設防災協力会との協定（「災害時における応急対策業務に関する協定書（平成22年3月10日締結）」）に基づき、除雪の協力を要請する。

### 2 その他の団体との連携

降雪により災害が発生した場合には、必要に応じ、災害時の協定に基づき各団体に応援、協力を要請する。

### 3 在日米軍横田基地との相互応援

「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書（平成25年12月4日締結）」に基づき対応する。

## 第2部 原子力災害



# 第1章 予防対策

市内及び都内には原子力施設は存在せず、また、他県にある原子力施設も、緊急時防護措置を準備する区域に福生市及び東京都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において、放射性物質が施設外に放出される等の事態が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、国内の原子力施設における放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等（放射性物質運搬中の事故を含む。）が発生した場合、遠く離れた場所であっても飛散した放射性物質が風等によって運ばれ、福生市にも影響を及ぼす可能性がある。

## 1 東京都の協議の対象となる原子力事業所

東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県にある1施設のみである。

所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町4-1
事業者	東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設

出典：「東京都地域防災計画 原子力災害編」（令和3年修正）

## 2 防災知識の普及

市は、東京都と連携して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次の事項について広報活動等を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に市や東京都、国が講じる対策の内容に関すること。

## 第2章 応急対策

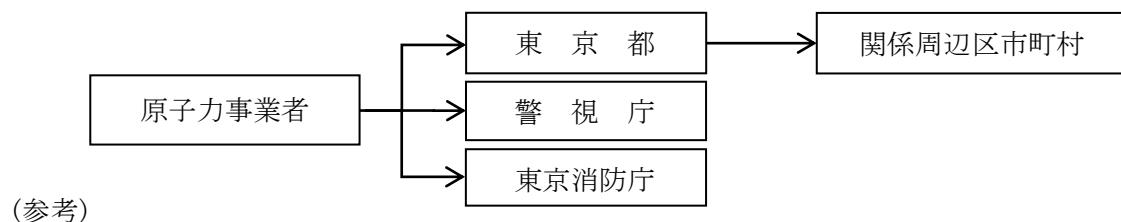
### 1 応急活動体制

放射性物質の漏えい・流出を伴う大規模事故等が発生し、福生市に影響を及ぼす可能性がある場合、災害活動体制は、第3編第2部第2章「活動体制」(P187)に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する。

### 2 情報収集・伝達

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、福生市は、福生消防署、福生警察署、東京都及び関係機関と連携し、情報収集・伝達を行う。この場合の要領等は、第2編第2部第3章「情報の収集・伝達・広報」(P72)に準じて行う。

**【通報等の流れ】** 東京都地域防災計画原子力災害編より



原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」においては、異常事態の把握及び緊急事態応急対策として、原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合、原子力事業者が異常事態について国、地方公共団体等へ報告することとしている。

### 3 広報活動

福生市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民の心理的動搖あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行い、パニックやデマを防止するとともに、風評被害の軽減を図る。

情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

### 4 モニタリング等の実施と市民への情報提供

福生市は、所管する施設において放射線量の測定を行う。生活環境部は、その内容・結果を広報紙、ホームページ等で公表する。測定箇所は、市役所、小・中学校、幼稚園、保育園、児童館、公園、その他とする。

**【モニタリング対策】**

担当	対策内容
環境政策課	放射線量の測定・検査の実施 検査の内容・結果の公表
各関係部署	放射線量の測定・検査の実施

## 5 保健医療活動

福生市は、原子力災害の特殊性を考慮し、市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、東京都と連携して次の保健医療活動を行う。

### 【保健医療活動】

機関名	対策内容
東京都	健康相談に関する窓口の設置等
東京都立病院機構	保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定
福生市	健康相談に関する窓口の設置 住民の求めに応じ、外部被ばく線量等の測定

## 6 放射性物質の除去・除染等

福生市は、国の対処方針や東京都の対応状況を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて除染等の対応を行う。除染等の作業は「福生市除染方針（平成23年12月16日）」及び「市町村による除染実施ガイドライン（平成23年8月26日原子力災害対策本部）」等に基づき実施する。

## 7 住民相談窓口の設置

福生市は、市民からの問合せに対応するため、住民相談窓口を設置する。この際、問合せの多い事項については、広報活動に反映させる。

## 8 市民の安全の確保

福生市は、市民の安全を確保するため、国、東京都、防災関係行政機関等との連絡を密にし、状況により警戒区域の設定、避難指示等必要な措置を講ずる。



## 第3部 火山災害



## 第1章 応急活動体制

富士山の噴火が確認された場合、応急活動体制は第3編第2部第2章「活動体制」(P187)に準じた体制を確立し、状況に応じて対応する。

## 第2章 情報収集・伝達

富士山の噴火が確認された場合、消防署、警察署、東京都及び関係機関との情報収集・伝達を密接に行い、降灰等への対応準備を行う。

### 1 収集する情報

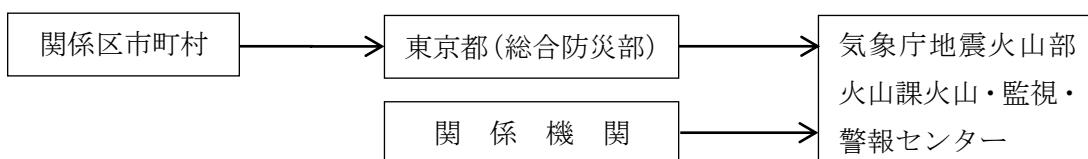
収集する情報	担当部署
火山（降灰）情報 気象予警報、気象情報	総務部（防災危機管理課）
降灰・火山ガス等による健康・環境への影響に関すること。	福祉保健部（健康課） 生活環境部（環境政策課）
火山灰の除去及び処理に関すること。	都市建設部（道路下水道課） 生活環境部（ごみ減量対策課）

### 2 火山（降灰）情報

#### (1) 降灰の報告

福生市は、市内で降灰が確認された場合、降灰調査を実施し東京都に報告する。

##### 【降灰の情報連絡】



##### 【降灰調査項目】

ア 降灰の有無・堆積の状況	イ 時刻・降灰の強さ	ウ 構成粒子の大きさ
エ 構成粒子の種類・特徴等	オ 堆積物の採取	カ 写真撮影
キ 降灰量・降灰の厚さ※可能な場合		ク 構成粒子の大きさ

#### (2) 降灰に関する重要な情報の伝達

福生市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、町会・自治会、自主防災組織等に通報するとともに、警察・消防機関署の協力を得て市民に周知する。

### 3 降灰予報

福生市は、気象庁が発表する降灰予報を収集する。

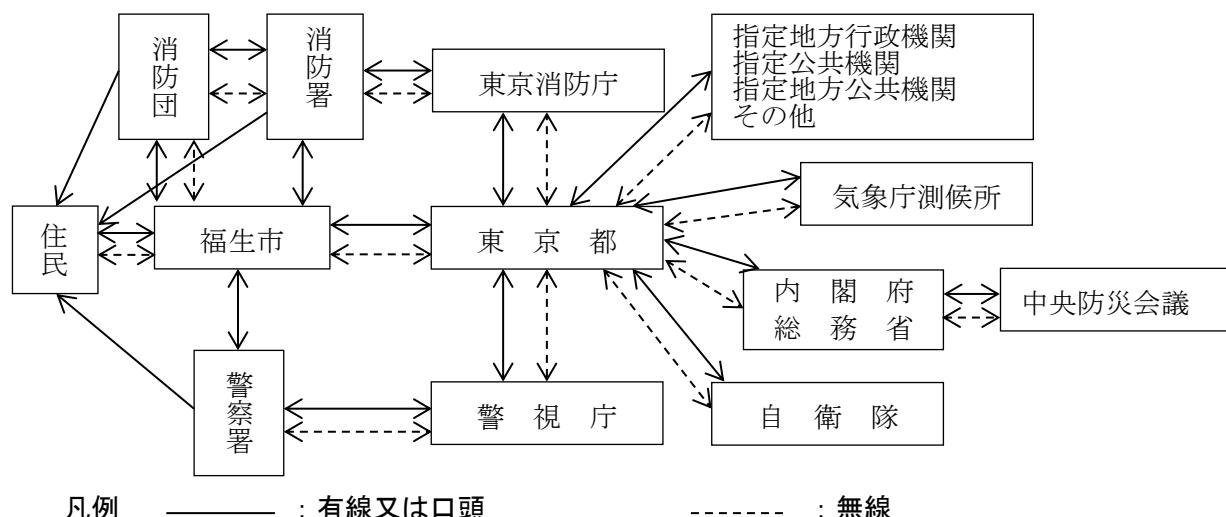
### 【降灰予報】

区分	内容
降灰予報 (定時)	(1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表 (2) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	(1) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 (2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 (3) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであつても必要に応じて発表 (4) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度）発表 (5) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	(1) 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表 (2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 (3) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであつても必要に応じて発表 (4) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表 (5) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

## 4 情報連絡態勢

福生市は、富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢を取り、迅速かつ的確な情報の収集に当たる。

### 【富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れ】



## 5 被害状況等の調査報告

福生市及び関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、定められた伝達系統により報告する。

## 第3章 応急対策活動

### 1 市民の健康相談

福生市は、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康相談を受け付ける。

### 2 火山灰の除去、収集・運搬、処分

- (1) 宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、一般市民で対応困難なことは市が対応する。
- (2) 敷地内における火山灰の収集は、原則として土地所有者又は管理者が行う。
- (3) 生活環境部は、宅地に降った火山灰を運搬・処分する。
- (4) 福生市が管理する道路に降った火山灰は、都市建設部が除去、収集・運搬を行う。
- (5) その他、宅地以外に降った火山灰の収集・運搬は各施設管理者が行う。
- (6) 火山灰の処分は、生活環境部が東京都や関係機関と調整の上、処分する。

### 3 避難対策

福生市は、降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、必要に応じ避難指示を発令し、住民を避難させる。

### 4 応援協力・災害派遣要請

降灰により被害を受け、又は受けるおそれのある場合には、福生市は関係機関、東京都、他区市町村等の協力を得て応急対策を行う。また、必要に応じ、知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

### 5 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、福生警察署は、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

### 6 救援・救護

各機関は、原則として通常の活動体制で救援・救護活動を行う。

### 7 交通機関の応急・復旧対策

#### (1) 道路

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

#### (2) 鉄道

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

### 8 ライフライン等の応急・復旧対策

#### (1) 電気

降灰による被害が発生したとき、東京電力は速やかに応急・復旧対策の措置を講ずる。

## (2) 電話

降灰による被害が発生したとき、通信事業者は通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧についての応急対策を実施する。

## (3) 水道

降灰による被害が発生したとき、東京都水道局は浄水施設・貯水施設等の応急・復旧対策を実施する。

## (4) 下水道

福生市は、火山灰等による目詰まり等の点検を行い、施設機能への状況を確認する。異常が確認された場合は必要な措置を講じる。

## 9 その他の応急対策活動

状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、第2編「地震災害対策計画」及び第3編「風水害対策計画」に準じて行う。

## **第4部 大規模事故**



# 第1章 危険物事故に対する安全予防対策

## 第1節 危険物施設の状況

大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物（消防法第2条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条）、火薬類（火薬類取締法第2条）、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条）放射線（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条）等がある。福生市には、大規模な危険物貯蔵所や火薬類を扱う施設はないが、小規模な高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、放射線等使用施設がある（横田基地を除く。）。

## 第2節 危険物等貯蔵施設の安全化

危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の住民に影響が及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理態勢の強化を図っていく必要がある。

本節においては、石油類、高圧ガス、毒劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

### 1 石油類施設

#### (1) 保安計画

福生消防署	<p>ア 平素から危険物流失事故等の事例を研究し、それに基づく改修指導を実施することにより、類似事故の発生と拡大防止を図る。</p> <p>イ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための処置を講じる。</p> <p>ウ 次の事項について指導する。</p> <p>(ア) 危険物事業所の自主保安管理態勢の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るために、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。</p> <p>(イ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るために、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること。</p> <p>エ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援態勢の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。</p>
-------	---

#### (2) 規制及び立入検査

福生市	<p>ア 自主保安態勢の確立</p> <p>一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主保安態勢を指導する。</p> <p>イ 予防教育の実施</p>
-----	---

	危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。
福生消防署	<p>ア 規制 危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るために、自主保安管理等に関わる指導を推進する。</p> <p>イ 立入検査 消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p>

## 2 高圧ガス施設

### (1) 保安計画

東京都環境局	<p>ア 関係機関との連絡態勢の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。 また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。</p> <p>イ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るために、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。</p>
福生警察署	東京都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し取締指導方針の統一、情報交換、相互協力をを行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。

### (2) 規制及び立入検査

福生市	<p>ア 自主保安態勢の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導をするとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安態勢を指導する。</p> <p>イ 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要な知識技能を習得させるため、東京都又は消防機関の研修会に参加するよう呼び掛ける。</p>
東京都環境局	災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
福生消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

## 3 毒・劇物・化学薬品等施設

### (1) 保安計画

東京都保健医療局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<p>ア 事故の未然防止を図るために、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。</p> <p>イ 毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指</p>
-----------------------------	---

	<p>導する。</p> <p>ウ 届出義務のない「非届出業務上取扱施設」については、実態調査等により引き続きその把握に努める。</p>
福生市教育委員会、西多摩保健所	<p>毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。</p> <p>ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理の下に出入れすること。</p> <p>イ 毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。</p> <p>ウ 毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」等の表示をすること。</p> <p>エ 毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した鍵の掛かる丈夫な保管庫とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとすること。また、保管庫は床又は壁体等に固定すること。</p> <p>オ 毒物・劇物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配意するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないことまた、危険性の高い薬品類は保管庫の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。</p> <p>カ 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。</p> <p>キ 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。</p> <p>ク 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。</p>
福生警察署	<p>ア 毒物、劇物の保管・貯蔵施設等の実態を把握し、保安管理の指導、避難誘導及び広報活動等の措置方針を策定する。</p> <p>イ 職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。</p>

## (2) 規制及び立入検査

福生市	<p>東京都と協力して実態把握及び次の項目の指導に努める。</p> <p>ア 研修会等で防災教育の徹底</p> <p>イ 立入検査時の施設の安全化指導</p> <p>ウ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動態勢の整備</p> <p>エ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備</p> <p>オ 治療方法を記した書類の整備</p>
東京都保健医療局（健康安全研究センター、西多摩保健所）	<p>毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。</p>
福生消防署	<p>消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。</p>

## 4 放射線等使用施設

現在、国（文部科学省）においては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素（R I）の使用、販売、廃棄等に関し安全態勢を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視態勢を取るなど各種

の安全対策を実施している。

### (1) 保安計画

東京都 保健医療局	ア 東京都内の病院等における放射性物質については、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 イ 病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。 ウ 東京都内の放射性同位元素（R I）使用病院等で被害が発生した場合、東京都は、人身への被害を最小限にとどめるため、4人1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定立入禁止、住民の不安の除去等に努める。
福生警察署	ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力関係を構築する。 イ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。

### (2) 規制及び立入検査

東京都 保健医療局	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、放射性同位元素（R I）の取扱いについて指導を行う。
福生消防署	消防法第4条又は第16条の5に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

## 第3節 危険物等の輸送の安全化

石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、警視庁、東京都等の関係機関による路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、東京消防庁は、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

東京都 保健医療局 (西多摩保健 所)	毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 (1) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う（毒物及び劇物取締法）。 (2) 関係機関との連絡通報態勢を確立する。
福生警察署	(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 (2) 関係機関との連絡通報態勢を確立する。
福生消防署	(1) 立入検査 移動タンク貯蔵所は、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、消防法第16条の5に基づき、危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

	(2) 指導方針 石油元売り各社に対し、次の事項について指導する。 ア 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 イ 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 ウ 安全度の高い輸送手段への移行
関東運輸局	危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ア 災害発生時の緊急連絡設備の整備 イ 災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋りょう、ずい道、ふくそうする航路等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ウ 輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

#### 第4節 応急用資機（器）材の整備

危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限にとどめるためには、平常時から応急用資機（器）材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

## 第2章 大規模事故に対する安全予防対策

東京は政治・経済の中枢機能が高度に集中しているため、道路、鉄道を始めとした様々な交通網が発達しており、現在もその整備が進められている。高度に集積した交通機関においては、大規模な交通事故や鉄道事故などの事故災害が発生する可能性がある。

### 第1節 鉄道事故予防対策

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため関係機関は次の安全対策を行う。

鉄道事業者	事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、次のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行に関わる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 (1) 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。 (2) 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。 (3) 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。
-------	--

### 第2節 道路・橋りょう災害対策

人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

関東地方整備局 相武国道事務所	相武国道事務所が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施 (2) 応急・復旧措置訓練 (3) 関係機関との緊密な情報連絡態勢の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善
東京都建設局 西多摩建設 事務所	1 東京都が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 (2) 事故多発箇所の施設改善 2 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡態勢の確保
警視庁	1 事故多発箇所における表示板等の設置 2 交通安全指導の徹底
福生市	所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど平常時から道路の安全確保に努める。

### 第3節 CBRNE災害

CBRNE災害等の被害を最小限にとどめるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理態勢の確立が必要である。福生市においても初動連絡態勢の確保に努める。

警視庁	1 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災態勢の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 2 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督励する。 3 化学防護部隊及びNBCテロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施する。
東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図る。
東京都保健医療局	東京都災害拠点病院に対し、CBRNE災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器を整備する。

※東京消防庁においては、平成25年3月より第九消防方面本部消防救助機動部隊が発隊、また、同年12月より福生消防署に福生化学機動中隊が発隊し、CBRNE災害のほか特殊災害への対応、地域の消防力の強化を図っている。

#### CBRNE（シーバーン）とは

化学剤による大規模災害や毒劇物化学兵器による災害（C（chemical））、細菌やウイルス感染症のパンデミックや病原微生物等生物兵器による災害（B（biological））、放射性物質に関する災害・核・放射能兵器による災害（R（radiological））、核物質（N（nuclear））、高性能爆薬等爆弾を使ったテロ・爆発による災害（E（explosive））の総称

## 第3章 大規模事故に対する応急・復旧対策計画

### 第1節 初動活動体制

#### 1 福生市の組織体制

大規模事故が発生した場合、福生市は、東京都及び消防機関等各防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護を図るため、初動活動体制を速やかに確立する。

##### (1) 緊急対策会議

設置の基準	大規模事故が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合に、緊急対策会議を設置する。
廃止の基準	緊急対策会議は、おむね次の基準により廃止する。 ア 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。 イ 応急対策がおむね終了したと認められるとき。

##### (2) 災害対策本部

市長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定する。※活動体制は、第2編第2部第2章第1節「活動体制の確立」(P65)を参照。

##### (3) 非常配備態勢の発令基準・参集基準

非常配備態勢は第2編第2部第2章第1節「3 非常配備態勢の発令基準・参集基準」(P66)を準用するが、被害の状況等に応じ、副市長(緊急対策会議長)、市長(災害対策本部長)は各配備態勢の指令(変更を含む。)を発令する。

#### 2 東京都の体制

##### (1) 東京都本部の活動体制

東京都は、東京都の地域に大きな火災又は不測の事故が発生した場合、法令及び東京都地域防災計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。

##### (2) 現地災害対策本部の活動体制

東京都は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現場又はその近辺の区市町村に現地災害対策本部を置く。

##### (3) 災害即応対策本部の活動体制

東京都は、突発的・局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

災害対策本部が設置される前で、次のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。

- (ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。
- (イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき。

### 3 防災機関の活動体制

#### (1) 責務

大規模事故等が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、東京都及び福生市が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

#### (2) 活動体制

指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

### 4 現地連絡調整所

福生市は、東京都が大規模事故により多数の死傷者が発生した場合に設置する現地連絡調整所及び災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等にできる限り協力し、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させる。

(現地連絡調整所の運用方法等については、東京都が定める「大規模事故における相互連携マニュアル」等によるものとする。)

#### (1) 現地連絡調整所の設置

東京都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るために、必要があると判断した場合、現地連絡調整所を設置する。現地連絡調整所設置の決定は、危機管理監が行う。

#### (2) 現地連絡調整所の組織

災害現場における関係各機関は、現地連絡調整所に連絡員を派遣する。関係機関には次のものが考えられる。

- ア 東京都
- イ 事故発生地の区市町村
- ウ 警視庁
- エ 東京消防庁
- オ 自衛隊
- カ 医師会
- キ 日本赤十字社東京都支部
- ク 事故当事者機関（鉄道事業者等）
- ケ 消防団 等

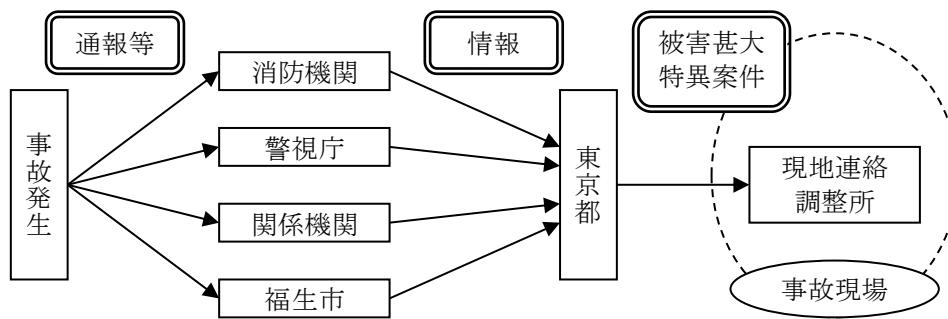
#### (3) 連絡調整事項

現地連絡調整所における主な連絡調整等は次の項目とする。

- ア 被害状況の把握
- イ 災害現場の状況把握
- ウ 警戒区域の確認
- エ 各機関の役割分担、分担区域の確認
- オ 各機関の部隊派遣状況及び見込み

- 力 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- キ 軽症者の臨時の移送や医療救護に関する調整
- ク 重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む。）
- ケ 遺体の搬送及び安置場所等の調整
- コ 各機関が発表する広報内容の確認等
- サ 民間施設等の使用に関する確認
- シ 臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- ス その他、各機関が必要とする事項

#### （4）現地連絡調整所の設置のフロー



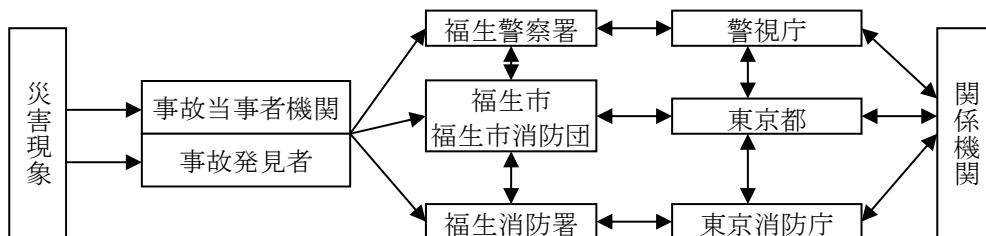
## 第2節 情報の収集・伝達

事故災害時に各関係機関は、情報連絡態勢を取り、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

### 1 情報連絡態勢

事故発生の際の災害対策については、事業者、施設管理者等の当事者機関による対応を原則とするが、危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物の種類、性状、量、拡散状況等の情報入手に努める。伝達系統としては、その状況下において最も適した手段により行う。

【大規模事故等に係る通報経路図】



C B R N E 災害等に対しては、関係機関との連携を密にし、情報連絡を行う。また、東京都では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係機関や災害拠点病院等に対し通報する。

機関名	内容
東京都	(1) 東京都防災行政無線を基幹として、東京都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係機関と情報連絡を行う。 (2) 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災

	無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。
警視庁	警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各関係機関と情報連絡を行う。
福生市	(1) 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。 (2) 災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき東京都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国(総務省消防庁)に対して直接連絡する。 (3) 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
その他の関係機関	それぞれの通信連絡系統の下、無線通信等により通信連絡を行う。

## 2 被害状況等の報告態勢

事故発生の通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内容
福生市	<p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が東京都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項</p> <p>災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対して既に取った措置及び今後取ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>(2) 報告の方法</p> <p>原則として、システム端末の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、ファクシミリ等により報告する。)</p> <p>(3) 報告の種類・期限等</p> <p>報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。</p> <p>(4) 災害救助法に基づく報告</p> <p>災害救助法に基づく報告については、第2編第2部第21章「災害救助法の適用」(P166)に定めるところによる。</p>

### 【報告の種類、提出期限、様式一覧】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月 20 日	災害総括

### 3 災害時の広報及び広聴活動

#### (1) 広報活動

事故等により災害が発生した場合は、次のとおり広報を行い住民の安全を図る。

機関名	内容
福生市	管内の地域等で大規模な事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡の下、広報を行う。
東京都	ア 東京都本部は、福生市から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、東京都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続を取るよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 イ 東京都政策企画局は、東京都本部から指示があったとき、又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ウ 東京都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。

#### (2) 避難指示等の情報伝達

東京都及び福生市は、都民等に対し報道機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

##### ア 実施機関

東京都、福生市、東京都域又は東京都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

##### イ 伝達する情報

- (ア) 高齢者等避難（避難行動要支援者向けの避難準備情報を含む。）
- (イ) 避難指示
- (ウ) 警戒区域の設定

#### (3) 広聴活動

福生市は、被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

## 第3節 各種応急活動対策

### 1 住民対応

- (1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに公共施設を避難施設として開設する。
- (2) 避難施設は災害現場から安全な距離を取り、開設する（災害対策本部設置前にあっては、緊急対応班が当たる。）。
- (3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。

### 2 ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

### 3 消防団活動

市内で事故により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の後方支援に当たる。

### 4 事故対応に関する各種応急活動

大規模事故対応において必要となる各種応急活動は、「第2編 地震災害対策計画」における各種活動計画に準ずるものとする。

## 第4節 事故種別ごとの各機関の対応

### 1 危険物事故の応急対策

石油類、高圧ガス、鉄道事故、道路・橋りょう事故、ガス事故、CBRNE災害等の事故災害時にその事故に關係する防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。ここでは事故種別ごとに関連する機関の対応を示す。

#### (1) 石油類等危険物貯蔵施設等の応急活動

機関名	内容
福生消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 ア 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業・移送を停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンクの破壊等による流出・異常反応・広域拡散等の防止措置と応急対策 ウ 災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び関係機関との連携活動

#### (2) 高圧ガス保管施設の応急活動

機関名	内容
福生市	事故時において必要に応じ次の措置を行う。 ア 住民に対する避難指示 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設 エ 避難住民の保護 オ 情報提供 カ 関係機関との連絡
福生消防署	ア ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 イ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

#### (3) 鉄道事故

機関名	内容
東京都	鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連

	携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。
鉄道事業者	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に復旧態勢を整備していく。 ア 応急処置方法 イ 情報の伝達方法 ウ 事故復旧対策本部の設置方法 エ 非常招集の方法 オ 救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法

#### (4) 道路・橋りょう事故

機関名	内容
関東地方整備局相武国道事務所	相武国道事務所が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 ア 関係機関への連絡 イ 応急措置・復旧態勢の確保 ウ 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
東京都建設局西多摩建設事務所	東京都が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。 ア 関係機関への連絡、調整 イ 応急措置の実施 ウ 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
福生市	所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧態勢を確保する。 また、事故状況に応じ、東京都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、東京都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
福生消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

#### (5) CBRNE災害

CBRNE災害等の被害を最小限に留めるため、第2章第3節「CBRNE災害」(P233)で定めた計画に基づき、関係機関が連携して応急対策を行う。

なお、東京都総務局においては関係防災機関と情報連絡を密に行うとともに、東京都保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

## 第4章 航空事故に対する応急・復旧対策計画

### 第1節 活動体制

#### 1 航空事故が発生した場合の救援活動の分担

米軍横田基地周辺で航空事故等が発生した場合には、米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議における「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（以下「連絡会議要綱」という。）の次の表により、主務機関によって、負傷者の救護、現場対策、財産被災者救援が実施され、市は主務機関への援助協力機関としての役割を負う。

**【米軍機事故被災者救援活動分担表】**

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	福生市	防衛局
負傷者救援	(1)救急活動	○	◎	○	○	○	○
	(2)救急病院の引受確認		◎	○	○	○	○
	(3)その他（転院等）			○	○	○	◎
現場対策	(1)消火活動		◎	○		○	
	(2)警戒区域の設定	○	◎				
	(3)立入制限、交通整理	◎	○				
	(4)現地保存	◎	○				○
	(5)連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎
	(6)通信輸送			○		○	◎
財産被災者救援	(1)財産保護・警備	◎					
	(2)仮住居の斡旋提供				○	○	◎
	(3)生活必需品の支給				○	○	◎

備考：航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。

注： ◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。

**【自衛隊事故被災者救援活動分担表】**

区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	福生市	防衛局
負傷者救援	(1)救急活動	○	◎	○	○	○	
	(2)救急病院の引受確認		◎	○	○	○	
	(3)その他（転院等）			◎	○	○	
現場対策	(1)消火活動		◎	○		○	
	(2)警戒区域の設定	○	◎				
	(3)立入制限、交通整理	◎	○	○			
	(4)現地保存	◎	○	○			
	(5)連絡所の設置	○	○	◎	○	○	○
	(6)通信輸送			◎			
財産被災者救援	(1)財産保護・警備	◎		○			
	(2)仮住居の斡旋提供			◎	○	○	
	(3)生活必需品の支給			◎	○	○	○

注：◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。

## 2 福生市の組織体制

福生市周辺での航空事故等の発生時に、市民の生命財産を守り、災害を最小限に食い止めるため、市として速やかな救助・応援活動が取れるよう次の災害対応組織を設置する。

### (1) 組織体制

航空事故緊急対策会議	市内及び近隣市町への航空機の墜落及び市内への航空機からの落下物の第1報が福生市に入った時点で、「航空事故緊急対策会議」を設置する。 ※ただし、近隣市町への航空機からの落下物の事故であって、市内に直接の被害がない事故又は落下箇所が不明な場合については、防災危機管理課及び企画調整課基地・涉外担当が通常態勢により情報収集活動をする。
災害対策本部への移行	次の場合には災害対策本部を設置する。 ア 市内に人的被害及び大規模な物的被害が出ている場合 イ 緊急対策会議では対応できない場合 ※災害対策本部の態勢は、第2編第2部第2章「活動体制」(P65)を参照

### (2) 航空事故緊急対策会議の組織

航空事故緊急対策会議の組織は、次のとおりとする。

緊急対策会議部	緊急対策会議部の構成は、緊急対策会議設置要綱に基づき副市長、教育長、各部長、企画調整課長、企画財政部主幹（基地・涉外担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長及び消防団長とする。 主な協議事項： ア 災害防止対策の検討 イ 広報活動の検討 ウ 災害対策本部への移行 エ 非常配備態勢の決定 オ 小・中学校、保育園、学童保育及び市施設等の対応
緊急対応班	ア 航空事故の主な緊急対応班は、企画調整課、秘書広報課、防災危機管理課とし、災害防止及び情報収集活動を実施する。 イ 主な緊急対応班班長は、企画調整課、秘書広報課、防災危機管理課の課長職をもって充てる。 ウ なお、既定の緊急対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、緊急対応班に組み入れる。

※緊急対策会議設置時には市役所第1棟2階を活動拠点とする。

### (3) 参集基準

市内に航空機が墜落した場合	緊急対策会議の全ての職員が参集する。
周辺市町に航空機が墜落した場合	緊急対策会議部メンバー、防災危機管理課及び緊急対応班のうち企画調整課基地・涉外担当は参集する。
市内に航空機からの落下物があった場合	企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・涉外担当）、秘書広報課長、防災危機管理課長、基地・涉外担当主査及び防災危機管理係長は参集する。
周辺市町又は落下箇所が不明である航空機からの落下物があった場合	防災危機管理課及び企画調整課基地・涉外担当が通常態勢により情報収集活動を行い、企画財政部長、総務部長、企画財政部主幹（基地・涉外担当）、秘書広報課長及び防災危機管理課長へ情報共有を行う。

#### (4) 緊急対策会議が設置された場合の活動

##### 【所掌事務】

組織			対応
航空事故緊急対策会議	正副議長	副市长 教育長	緊急対策会議の設置、統括
	会議部	各部長 企画調整課長 企画財政部主幹（基地・渉外担当） 秘書広報課長 防災危機管理課長 消防団長	ア 直ちに参集するとともに、状況の把握に努める。 イ 管理職員及び企画調整課基地・渉外担当職員を防衛施設事務所又は現地連絡事務所に派遣し、情報収集に当たる。 ウ 警察署、消防署等に管理職員を派遣し、情報収集に当たる。
	緊急対応班	防災危機管理課	ア 災害の状況の把握に努める。 イ 関係機関（東京都、北関東防衛局、自衛隊、東京電力、武陽ガス、NTT）に災害状況を伝達する。
		企画調整課 秘書広報課	ア 必要に応じて横田防衛事務所に管理職員及び関係職員を派遣する等、情報収集に当たる。 イ マスコミの対応 ウ 秘書広報課広報広聴係は、テレビ報道の録画を実施及び新聞等の切り抜きなど事故に関する記録に当たる。 エ 現地の写真撮影に努める。
	その他の課		ア 事故に関して、各部課で収集した情報は速やかに防災危機管理課に伝達する。 イ 事態の拡大によっては、緊急対応班の追加指定や災害対策本部の設置があるので、事故情報等に留意し即座に対処できる態勢を取る。

### 3 東京都の体制

#### (1) 東京都の活動体制

東京都は、福生市及びその周辺地域において航空事故が発生した場合、法令及び東京都地域防災計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、福生市及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う。

米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「連絡会議要綱」により関係防災機関は活動を行う。

#### (2) 事故時の応急措置

##### ア 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- (ア) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (イ) 事故発生の日時、場所
- (ウ) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (エ) その他必要事項

##### イ 現地連絡所等の設置

航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所に

あつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

### (3) 現地災害対策本部の活動体制

東京都は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現場又はその近辺の区市町村に現地災害対策本部を置く。

### (4) 災害即応対策本部の設置

#### ア 災害即応対策本部の設置

航空事故においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間若しくは、災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

災害対策本部が設置される前で、次のいずれかに該当し、都危機管理監が必要と認めたときに設置する。

- (ア) 大規模事故やテロ等で、突発的かつ局地的な災害が発生したとき。
- (イ) 火山活動などによる突発的な災害発生のおそれがあるとき。

## 4 関係機関の活動体制

※第4編第4部第3章第1節3(P235)を準用する。

## 5 緊急対処事態対策本部への移行

※第4編第4部第3章第1節4(P235)を準用する。

## 6 現地連絡調整所の設置

※第4編第4部第3章第1節4(P235)を準用する。

## 第2節 情報の収集・伝達

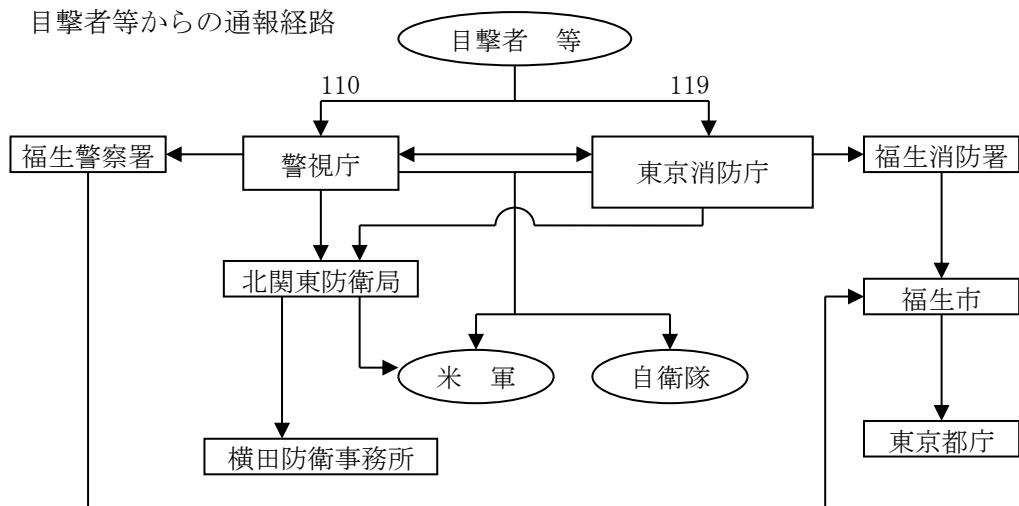
航空事故災害時に各関係機関は、情報連絡体制を取り、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

### 1 航空事故における通報経路

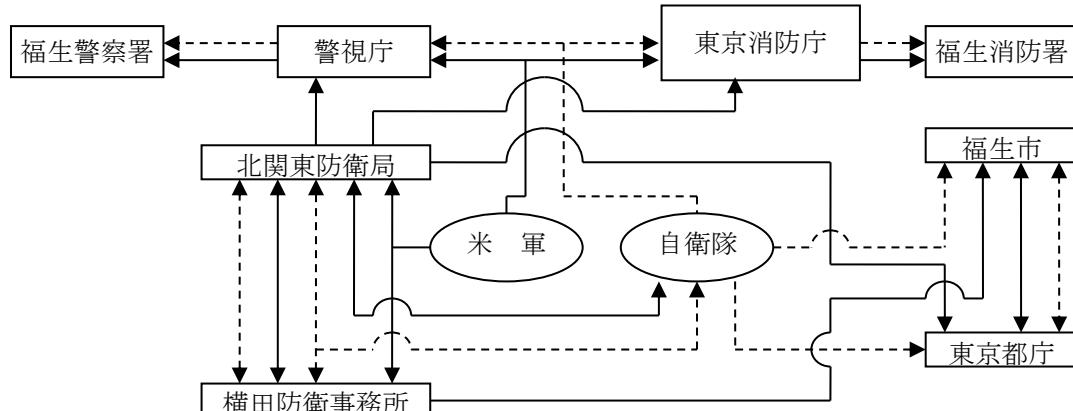
市域に航空事故が発生した場合は、次の通報経路で連絡通報を行う。

#### (1) 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路図（東京都地域防災計画大規模事故編資料編より）

##### ア 目撃者等からの通報経路

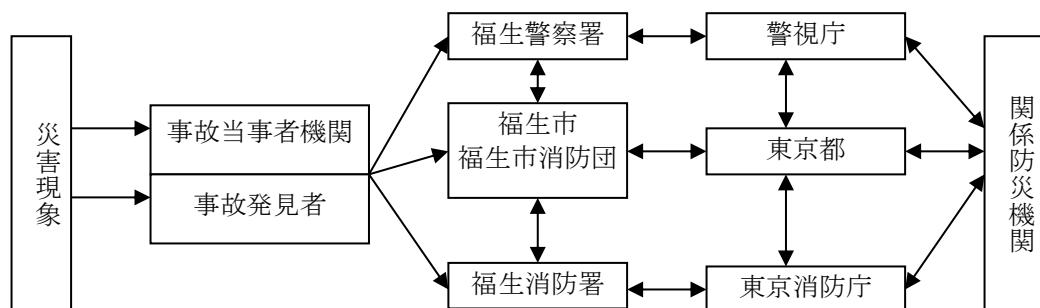


##### イ 米軍・自衛隊航空事故等に係る通報経路



凡 例	
——	米軍航空事故等に係る通報経路
- - -	自衛隊航空事故等に係る通報経路

#### (2) 米軍・自衛隊以外の航空事故に係る通報経路図



東京都では、医療などの初動態勢を確立するため、東京都総務局からの通報に基づき、医療関係防災機関や災害拠点病院等に対し通報する。

機関名	内容
東京都	<p>ア 東京都防災行政無線を基幹として、東京都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。</p> <p>イ 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。</p>
警視庁	警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各方面本部、管下警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁	消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。
福生市	<p>ア 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。</p> <p>イ 災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第二本庁舎1階ホールに設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。</p> <p>ウ 防災行政無線又はその他の手段により、福生市の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。</p>
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統の下、無線通信等により通信連絡を行う。

## 2 情報連絡態勢

平日勤務時間内	<p>(1) 第1報入手部署は防災危機管理係に事故に関する情報連絡を取る。</p> <p>(2) 防災危機管理係長は、総務部長及び防災危機管理課長に事故に関する情報連絡を取る。</p> <p>(3) 総務部長は、市長に第1報を入れるとともに副市長、教育長に参集連絡を取る。</p> <p>(4) 防災危機管理課長は、各部長、消防団長及び緊急対応班班長に参集連絡を取る。</p>
休日夜間	<p>(1) 当直職員は福生市周辺での航空機の墜落等の情報が関係機関からもたらされた場合には、直ちに総務部長、防災危機管理課長に連絡を取る。</p> <p>(2) 総務部長は、副市長、教育長に参集連絡、さらに市長に第1報を入れる。</p> <p>(3) 防災危機管理課長は、各部長、秘書広報課長、消防団長、緊急対応班班長及び防災危機管理係長に参集連絡を取る。</p> <p>(4) 各緊急対応班班長は関係職員に参集連絡を取る。</p> <p>(5) 防災危機管理係長は防災危機管理係員に参集連絡を取る。</p>

緊急対策会議が設置された場合、次の活動を行い、情報は防災危機管理課に集約する。

### (1) 福生市及び周辺市町に米軍機等の航空機が墜落した場合

- ア 市管理職員1人と企画調整課基地・涉外担当職員を横田防衛事務所又は連絡会議要綱による現地連絡所に派遣して情報収集に当たる。また、必要に応じて、警察署、消防署等にも市管理職員を派遣して情報収集に当たる。
- イ 秘書広報課広報広聴係は、テレビ報道の録画を実施及び新聞等の切り抜きなど事故に関する記録に当たる。
- ウ 企画財政部長及び秘書広報課長は、マスコミ対応に当たる（事故についての公式な発表

は国であることを明確にしておく)。

エ 防災危機管理課は現地確認を、広報広聴係は可能な限りの写真撮影を行う。

オ 防災危機管理課は、東京都災害対策本部との連絡を緊密に取る。

## (2) 福生市及び周辺市町に米軍機等の航空機からの落下物被害があった場合

企画調整課基地・涉外担当及び防災危機管理課は関係機関からの情報収集に努める。

### 3 被害状況等の報告態勢

機関名	内容
福生市	<p>災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により東京都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が東京都にできない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準に基づき認定)、災害に対して既に取った措置及び今後取ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>(2) 報告の方法 原則として、システム端末の入力による(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、ファクシミリ等により報告する。)。</p> <p>(3) 報告の種類・期限等 報告の種類、提出期限、様式は次のとおりとする。</p> <p>(4) 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第2編第2部第21章「災害救助法の適用」(P166)に定めるところによる。</p>

#### 【報告の種類、提出期限、様式一覧】

報告の種類	入力期限	入力画面
発災通知	即時	発災情報
被害措置概況速報	即時及び東京都が通知する期限内	災害総括、被害状況、措置情報
要請通知	即時	要請情報
確定 報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内
	各種確定報告	災害総括 被害情報、措置情報
災害年報	4月 20 日	災害総括

### 4 災害時の広報及び広聴活動

※第4編第4部第3章第2節3(P238)を準用する。

## 第3節 各種応急活動対策

### 1 住民対応

- (1) 市内に航空機が墜落した場合には、速やかに公共施設を避難施設として開設する。
- (2) 避難施設は災害現場から安全な距離を取り、開設する(災害対策本部設置前にあっては、緊急対応班が当たる。)。
- (3) 事故状況等の情報は、積極的に公表する。

## 2 ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に緊密な情報連絡を取り、市民生活の早期の復旧に努める。

## 3 消防団活動

市内で航空機の墜落により住宅火災が発生した場合には、消火救助活動に当たるとともに消防署隊の後方支援に当たる（航空機への消火活動は行わない。）。

## 4 事故対応に関する各種応急活動

航空事故対応において必要となる各種応急活動は、第2編「地震災害対策計画」における各種活動計画に準ずるものとする。